

ホームレス対策庁内連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 ホームレス対策を推進するためホームレスに関わる部署の連絡・調整を図ることを目的として、ホームレス対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内のホームレス対策に関わる課題の整理に関すること。
- (2) 市内のホームレス対策に関わる情報共有・庁内関連部署の連携強化に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 連絡会議は、議長及び別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 議長は、健康福祉局生活保護・自立支援室長をもって充てる。

3 議長に事故があるときは、健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡会議は、必要に応じ議長が召集する。

2 議長は、会務を総理する。

3 議長は、第1条の目的を達成するため必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、健康福祉局生活保護・自立支援室において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

別表

NO	所属・役職
1	総務企画局都市政策部企画調整課担当課長[企画調整]
2	総務企画局行政改革マネジメント推進室担当課長[組織・定数]
3	財政局財政部財政課長
4	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長[地域福祉]
5	健康福祉局地域包括ケア推進室担当課長[地域保健]
6	健康福祉局保健医療政策部担当課長[健康増進]
7	健康福祉局保健医療政策部担当課長[感染症対策]
8	健康福祉局総合リハビリテーション推進センターこころの健康課長
9	こども未来局児童家庭支援・虐待対策室担当課長[事業調整]
10	まちづくり局総務部企画課長
11	まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課担当課長[居住・再生支援]
12	建設緑政局緑政部みどりの管理課長
13	建設緑政局道路河川管理部路政課長
14	教育委員会事務局学校教育部指導課長
15	川崎区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
16	川崎区役所大師地区健康福祉ステーション保護課長
17	川崎区役所田島地区健康福祉ステーション保護課長
18	幸 区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
19	中原区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
20	高津区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
21	宮前区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
22	多摩区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
23	麻生区役所地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）保護課長
24	健康福祉局生活保護・自立支援室担当課長[自立支援]